



会場で待つのはイヤだなあ…。なんか方法はない?



『生活支援メール配信サービス』で、会場の混雑状況をチェック!

「生活支援メール配信サービス」では、税金などの納付期日のほか、確定申告の時期には、町県民税申告会場の混雑状況もお知らせしています。ご自分のパソコンや携帯電話にお知らせが届くので、すごく便利です!登録も簡単ですので、ぜひご活用ください。

※南三陸町生活支援メール配信サービス

ml@minamisanriku.todoku.jp (このアドレスに空メールを送信して、登録を行ってください。)



申告の準備をするときに、漏れがありそうで不安…。



『申告書類確認票』で、必要な書類をチェック!

事前に必要な持ち物をチェックできる「申告書類確認票(チェックリスト)」を役場から送ります。申告書類確認票では、世帯ごとの所得や控除の種類に応じて、町県民税申告のときにどんな書類を用意すれば良いかが確認できます。

町県民税申告会場では、申告書類確認票をもとに書類のチェックを行いますので、きちんと持ち物を確認してから会場へ向かいましょう。

町県民税申告のご案内



【重要】

1月後半に、「町県民税申告のご案内」を送付します!このご案内の封筒に「申告書類確認票」を同封しますので、必ずご確認ください。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する方は、所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。

障害者手帳はないけれど、申告で控除を受けられる?

障害者手帳をお持ちでない方でも、寝たきり状態や認知症で日常生活に支障のある65歳以上の介護認定を受けた方は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」で控除を受けることができます。

介護用のおむつ代は医療費控除の対象になる?

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する有料の「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けている方で、以前にもおむつ代の医療費控除を受けたことがあり、介護保険主治医意見書に所定の記載がある方は、町が発行する「おむつ使用認証書」で控除を受けることができます。

※該当するかどうかの確認や申請については、個人情報保護の関係から窓口での対応とさせていただきます。詳しく述べは保健福祉課高齢者福祉係(総合ケアセンター南三陸内)まで問い合わせください。

問い合わせ 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

平成27年分 町県民税申告受付日程

★受付できる世帯区分(世帯の収入の書類によって、受付日が違います)

受付日 A	漁業や農業を含む事業収入の確定申告をする世帯で、その事業収入が1円以上100万円未満までの世帯 <例>・年金収入や給与収入の他に、100万円未満の漁業(開口など)や農業の収入がある世帯など…
----------	--

受付日 B	漁業や農業を含む事業収入の確定申告をする世帯で、その事業収入が100万円以上1,000万円未満までの世帯 <例>・年金収入や給与収入の他に、100万円以上の漁業収入がある世帯など…
----------	---

受付日 C	漁業や農業を含む事業収入が全くない世帯(漁業や農業、その他の事業収入の申告受付ができない日) <例>・給与収入のみの世帯・年金収入のみの世帯・給与収入と年金収入の両方がある世帯など…
----------	--

受付日 D	収入の種類に関係なくどの世帯でも ※【重要】極めて混雑が予想されます。
----------	--

※農業や漁業、その他の事業収入の合計額が1,000万円以上ある世帯は、翌年以降の消費税確定申告が必要となり、税務署での指導がありますので、申告は税務署で行ってください。

★受付カレンダー(受付会場と受付区分を確認してください)

日	月	火	水	木	金	土
		2月16日 ペイサイドアリーナ A	2月17日 ペイサイドアリーナ B	2月18日 ペイサイドアリーナ C	2月19日 ペイサイドアリーナ C	2月20日 休み
2月21日 ペイサイドアリーナ D	2月22日 ペイサイドアリーナ C	2月23日 ペイサイドアリーナ C	2月24日 ペイサイドアリーナ C	2月25日 ペイサイドアリーナ B	2月26日 休み	2月27日 休み
2月28日 休み	2月29日 平成の森 B	3月1日 平成の森 C	3月2日 平成の森 A	3月3日 平成の森 B	3月4日 休み	3月5日 休み
3月6日 平成の森 D	3月7日 平成の森 A	3月8日 平成の森 B	3月9日 平成の森 C	3月10日 平成の森 A	3月11日 休み	3月12日 休み
3月13日 平成の森 D	3月14日 平成の森 C	3月15日 平成の森 D				

★受付時間(受付日により、受付時間が違います)

受付日/時間	午前の部	午後の部
受付日A 受付日B 受付日C	午前9時~正午	午後2時~4時
受付日D	午前9時~午後1時	

会場は、「ペイサイドアリーナ文化交流ホール」と「平成の森アリーナ」になります。地域ごとの受付ではありませんので、受付日を確認して、ご都合の良い日程でご来場ください。

なお、本年度は、各種イベントの都合によりペイサイドアリーナ会場での受付期間が短くなっていますので、ご注意願います。

【重要】

